

## 規程第 2 号

### 公益社団法人徳島森林づくり推進機構 役員報酬及び費用に関する規程

#### （目的）

第1条 この規程は公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下、機構という。）定款第31条の規定に基づき、役員の報酬の基準及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、機構の主たる事務所及び従たる事務所を勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### （報酬等の支給）

第3条 常勤役員には、定款第31条に定めるとおり、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することとし、非常勤役員は、無報酬とする。

2 役員には、賞与及び退職慰労金を支給しない。

#### （報酬等の額の決定）

第4条 常勤役員の報酬月額基準は、常勤役員俸給表（別表）のとおりとし、報酬等の額は、機構の財務状況、類似団体の水準、職員給与等とのバランス及び責任の度合いを考慮して、理事会で決定するものとする。

2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）に基づき、機構の業務に専ら従事させるため派遣する徳島県職員（以下「派遣県職員」という。）に関し、徳島県と機構が協定を締結したときは、第1項の規定にかかわらず、協定書に規定した報酬とすることができる。

（報酬の改訂）

第5条 常勤役員の報酬の改訂は、原則として役員改選時にこれを行う。

（費用弁償）

第6条 機構は、役員が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、その勤務の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

（公表）

第7条 機構は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第8条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

（補 則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

#### 附則1

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50条）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日（平成25年4月1日）から施行する。

#### 附則2

この規程の改正は、公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会の合併が効力を生ずる日から施行する。

#### 附則3

この規程の改正は、令和6年6月28日から施行する。

別表（第4条関係）

常 勤 役 員 俸 給 表

| 号 俸 | 報 酬 月 額  | 備 考 |
|-----|----------|-----|
| 1   | 360,000円 |     |
| 2   | 380,000円 |     |
| 3   | 400,000円 |     |
| 4   | 420,000円 |     |
| 5   | 440,000円 |     |
| 6   | 460,000円 |     |